

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

山形村まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県東筑摩郡山形村

3 地域再生計画の区域

長野県東筑摩郡山形村の全域

4 地域再生計画の目標

本村の総人口は近隣都市圏の郊外化の流れのなかで、商業施設の立地と宅地化が進んだことにより増加傾向が続いてきたが、2010年度の国勢調査では8,425人、住民基本台帳では8,830人をピークに年々減少しており、2022年の住民基本台帳では8,525人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年推計）によると国勢調査をベースとした総人口は2020年の8,400人と比較して、2025年に97.7%の8,209人、2035年に93.9%の7,889人、2045年には88.6%の7,439人と推移していく見込みである。

年齢の3区分で見ると、生産年齢人口（15～64歳）は総人口と同じ流れの曲線で、2010年度をピークに減少傾向となっている。また老年人口（65歳以上）は増加している一方、年少人口（14歳以下）は減少傾向で1995年を境に老年人口が年少人口を上回って推移しており、その差は広がる一方である。現時点では、2022年時点で年少人口1,076人、生産年齢人口4,973人、老年人口2,476人となっている。

人口減少は大きく3段階に分かれ、「第1段階」は、若年人口は減少するが、老年人口は増加する時期、「第2段階」は、若年人口の減少が加速するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる時期、「第3段階」は、若年人口の減少が一層加速し、老年人口も減少していく時期と区分されているが、本村においては、2045年度から「第2段階」に入っていくことが見込まれている。

総人口の推移に影響を与える自然増減については、過去10年間の住民基本台帳の

推移をみると、平成 27 年度のみ、わずかながらプラスになったものの、その他の年度は死亡数が出生数を上回る自然減で推移しており、特に、直近の 5 年間は平均 45 人前後の自然減となっている。直近では、2021 年時点で出生者数 49 人、死亡者数 99 人で 50 人の自然減となっている。

合計特殊出生率については、2000 年の 1.45 から 2005 年に 1.55 と回復したものの、2010 年は 1.53 と再び減少している。2015 年も 1.57 と再度回復はしているものの、長野県の数値と比較すると、全体的にやや低い数値で推移している。

また、社会増減については、2017 年度には 84 人の社会増（転入超過）という状況だったが、2019 年度には一転して 8 人の社会減（転出超過）となっている。2021 年には転入者数 265 人に対し、転出者数 292 人で 27 人の社会減であった。

人口移動の年齢区分別の状況をみると、「15～19 歳」「20～24 歳」の年齢階層が平均 80 人の転出超過傾向となっているが、進学や就職が要因だと考えられる。また「5～9 歳」は「25～29 歳」「30～34 歳」「35～39 歳」の年齢階層が転入超過傾向で、特に「35～39 歳」代は平均 80 人の転入超過となっているが、子育て世帯が子どもの入園・入学に合わせて近隣市村から新居を求めてくることが要因だと考えられる。

これらのことから、本村の状況は、自然減に若者世代の転出が加わることで人口減少に陥っている状況であり、今後も人口減少が続くと地域における担い手不足や、それに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。

この状況を改善するため、安心して働くことのできる場を作り、若者が結婚・出産して安心して子育てができる環境を作ることが重要になっている。

若い世代の結婚・子育て等に関する希望を実現することで、次代を担っていく世代が、住んでよかったと思えるような、活力ある山形村を今後も維持するため、2060 年に総人口 6,800 人とすることを目標とし、本村が目指すべき将来の方向として以下の基本目標を定め目標の達成を図るものとする。

基本目標 1

農業をはじめとする地域産業の振興と安定した雇用の創出

基本目標 2

豊かな自然と観光・交流資源を生かし新しいひとの流れを創る

基本目標 3

子育て・教育環境を整え、むらの宝（ひと）を育てる

基本目標 4

活発な住民活動と立地を生かしたむらづくり

【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	農業の担い手となる中核的農業経営体数（認定農業者数）	67人	75人	基本目標1
	村内事業所数	289事業所	300事業所	
	村の土地利用計画における企業誘致地区の達成率	90.6%	93.3%	
イ	観光入込客数の増加	0.5万人	1.5万人	基本目標2
	人口の社会増減数	▲25人	±0人	
ウ	合計特殊出生率の上昇	1.09	1.59	基本目標3
エ	これからも山形村に住み続けたいと考えている住民割合	62.3%	74.0%	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

山形村まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 農業をはじめとする地域産業の振興と安定した雇用の創出事業

- イ 豊かな自然と観光・交流資源を生かし新しいひとの流れを創る事業
- ウ 子育て・教育環境を整え、むらの宝（ひと）を育てる事業
- エ 活発な住民活動と立地を生かしたむらづくり事業

② 事業の内容

ア 農業をはじめとする地域産業の振興と安定した雇用の創出事業

新規就農の促進を図るため就農機会創出の環境整備、新たなビジネスの創出に向けた仕組みづくりや起業支援、移住促進における人材誘致による地域産業への就業促進を図るなど農業振興、商工業の振興、雇用の創出に向けた仕組みづくりに取り組む。

【具体的な事業】

- ・農林業経営体の育成
- ・新規就農者、農家後継者に対する支援
- ・遊休荒廃農地の再生、維持対策及び荒廃化防止対策
- ・風食防止対策
- ・間伐材の有効活用、木育事業の推進等による環境保全
- ・新たに起業する事業者の受入れ環境づくり
- ・スムーズな世代交代ができる環境づくり 等

イ 豊かな自然と観光・交流資源を生かし新しいひとの流れを創る事業

村の強みとなる観光・産業資源や交流資源の情報発信を積極的に行い、交流人口の拡大と地場産業の振興を図る。また移住・定住の受入れ体制の確保等、山形村を移住先として選んでもらうためのサポートを推進するとともに、生活環境・教育・福祉・健康づくり等支援の充実した村の魅力をもPRする。

【具体的な事業】

- ・観光農業の更なる振興
- ・村の特産品のPR活動
- ・観光施設の整備
- ・SNS等を活用した情報発信の強化

- ・文化財の活用、子どもや住民が交流できる機能を有した複合施設の整備

- ・地域ブランドの創造
- ・移住、定住対策の推進
- ・魅力ある住環境の整備 等

ウ 子育て・教育環境を整え、むらの宝（ひと）を育てる事業

出会い・結婚への支援として、多様な交流を進め、男女の出会いの機会の拡大に取り組む。妊娠・出産・子育て・教育への一貫した支援として、情報の一元化を図る。また各段階に応じた支援と一貫した体制により安心できる環境づくりに取り組む。

【具体的な事業】

- ・出会い、結婚、妊娠、出産への支援
- ・就学前からの一貫した子育て、教育環境による整備 等

エ 活発な住民活動と立地を生かしたむらづくり事業

安全・安心な生活環境づくりをし、生き生きと健やかに暮らす地域づくりを推進するため、世代間交流や新規定住者等の交流の場づくりを進め、地域コミュニティの活性化とみんなが集える居場所づくりを進めます。

【具体的な事業】

- ・日常の防災力の向上
- ・高速通信網の整備
- ・生活の利便性の向上
- ・地域内交流、連携の促進
- ・高齢者の集いの場の創出 等

※なお、詳細は「長野県山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期計画」のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

100,000 千円（2022 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度2月頃に外部有識者を交えて効果検証を行い、改善するなど必要に応じて翌年度以降の取組方針を変更・決定する。また検証後速やかに本村のホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで